

各介護老人保健施設管理者 } 殿  
各介護医療院管理者 }

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長  
( 公 印 省 略 )

介護老人保健施設及び介護医療院に係る訪問リハビリテーション事業所（介護予防を含む）  
のみなし指定について（通知）

日頃から、介護保険制度への御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、令和6年度の介護保険制度改正に伴い、訪問リハビリテーション事業所（介護予防を含む）のみなし指定に係る経過措置等については、以下のとおりとなりますので、御確認下さい。

#### ○のみなし指定に係る経過措置等

(1) 現在、訪問リハビリテーション事業所の指定を受けていない介護老人保健施設及び介護医療院の場合

- ・令和6年6月1日に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。なお、訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、「運営規程」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等を整備するとともに、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。
- ・また、訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を不要とする場合は、別紙の「指定を不要とする旨の届出書」を提出してください。

(2) 現在、既に訪問リハビリテーション事業所の指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院の場合

- ・当該訪問リハビリテーション事業所の指定の有効期間の満了の日の翌日に訪問リハビリテーション事業所の指定（のみなし指定）があったものとみなされます。
- ・なお、のみなし指定日以降の訪問リハビリテーション事業所の事業所番号については、原則として、介護老人保健施設及び介護医療院の事業所番号と同一のものに変更となります。(のみなし指定後も現在と同じ訪問リハビリテーション事業所の事業所番号を希望される場合は、別途、ご相談ください。) その際、訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を不要とする場合は、訪問リハビリテーション事業所の指定の有効期間の満了の日までに、別紙の「指定を不要とする旨の届出書」を県に提出してください。

1. 提出書類：「指定を不要とする旨の届出書」

または

「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」

2. 提出先：FAXの場合 055-223-1469 メールの場合 chouju@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当

3. 提出期限：令和6年5月31日（金）

介護サービス振興担当

TEL 055-223-1455

FAX 055-223-1469